

平成27年度

第9回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成27年12月25日、千葉市農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成27年度第9回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	12件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)	2件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	51件
議案第6号	農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の見直しについて	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	7件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	36件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	4件
報告第5号	地目変更について	15件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	2件

<出席委員> (16名)

1番	伊原茂久 (農地部会長)	2番	小川正義
3番	石井一也	4番	高澤義信
5番	西郡高夫	6番	長谷川政美
7番	小川友安	8番	小川政二
9番	田中和夫 (職務代理者)	10番	中島賢治
11番	野崎好知	12番	浅川政明
13番	安井誠一	14番	植草隆晴
15番	蛭田浩文	17番	市原孝

<欠席委員> (1名)

16番 花島豊勇

<事務局説明員>

事務局長	朝生智明	次長	楠原弘
農業振興班長	小川剛	農地審査班長	福島悟
農地指導班	金親一史		

議長
(伊原茂久部会長)

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

ただ今から平成 2 7 年度第 9 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 6 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。1 7 番・「市原 孝」委員、2 番・「小川 正義」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、第 1 2 項につきましては、議案第 3 号との関連案件ですので、後程、上程いたします。

それでは、第 1 分科会委員長、ご説明願います。

第 1 分科会委員長
(西郡高夫委員長)

ご説明いたします。

なお、議案第 1 号第 1 項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1 をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、沖縄県名護市の農業生産法人が中央区生実町在住の方が所有する中央区南生実町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

面接した法人の関係者によりますと、権利者の法人は平成 2 5 年に設立され、主に農産物の生産や販売を行うことを目的としており、このたび、千葉市内に千葉支店を設立します。

申請地の取得後の作目は、シークワサーを予定しております。

次に、第2項は、お手元の資料の1-2をご参照ください。

本案件は、若葉区都賀2丁目在住の方が、美浜区幸町2丁目在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、長ネギとサトイモを予定しております。

次に、第3項は、お手元の資料の1-3をご参照ください。

本案件は、若葉区大宮町の農業生産法人が、同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、父親より子が経営する農業生産法人に引き継ぐため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、大根、キャベツ、スイカ、トマトなどを予定しております。

次に、第4項は、お手元の資料の1-4をご参照ください。

本案件は、花見川区宇那谷町在住の方が、中央区中央2丁目の法律事務所が相続財産管理人となっている花見川区宇那谷町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、柿及び水稻を予定しております。

続きまして、第5項です。本項は第6項との関連案件ですので、一括してご説明します。

また、お手元の資料の1-5、1-6を併せてご参照ください。

本案件は、若葉区大宮町在住の方が、第5項は若葉区多部田町在住の方、第6項は中央区院内2丁目在住の方が所有する若葉区多部田町の農地を、経営規模を拡大するため、使用貸借権を設定及び交換により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、サツマイモ、トマトなどを予定しております。

次に、第7項は、お手元の資料の1-7をご参照ください。

本案件は、緑区小山町在住の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、オリーブなどの柑橘果樹を予定しております。

次に、第8項は、お手元の資料の1-8をご参照ください。

本案件は、緑区椎名崎町在住の方が、同区同町在住の権利者の母親が所有する同区同町の農地を、母親より農業経営を引き継ぐため、贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻、ネギ、タマネギを予定しております。

次に、第9項は、お手元の資料の1-9をご参照ください。

本案件は、若葉区千城台西1丁目在住の方が、同区同町在住の権利者の父親が所有する若葉区貝塚町の農地を、父親より農業経営を引き継ぐため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、フキを予定しております。

次に、第10項は、お手元の資料の1-10をご参照ください。

本案件は、中央区大森町在住の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、サツマイモを予定しております。

次に、第11項は、お手元の資料の1-11をご参照ください。

本案件は、若葉区野呂町在住の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギ、ニンジン、ブロッコリーを予定しております。

第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項及び第3項につきましては、それらに加え、同法第2条第3項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び

「役員要件」に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議 長
(伊原茂久部会長)

議案第1号第1項について事務局より補足説明願います。

事 務 局

第1項について分科会の面接での主なご意見、質疑内容についてご報告します。

シークワサーの栽培・販売ですが、作付後2年目から実が出来て3年目から収穫可能で、加工せず果実のまま販売するとのこと。既に隣接する事務所で栽培を行っていることから、千葉での栽培も十分可能であるとお話でした。

また、分科会後に隣接地の農地などにシークワサーの木が広がっていかないように、管理を行っていただくよう事務局から申請者へ申し入れを行いました。

以上でございます。

議 長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

—— 質問・意見等なし ——

議 長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第11項は、許可と決定いたします。

議長
(伊原茂久部会長)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(西郡高夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です。本項は第2項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の2-1、2を併せてご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、第1項は売買により取得、第2項は賃借権を設定するものです。

申請地は、京葉道路武石インターチェンジから北へ約1100mに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

農地区分が第1種農地の場合は、原則として許可できませんが、本件の転用については、「隣接の土地と一体的に同一事業の目的に供するために必要と認められるもので、全体の面積に占める1種農地の割合が3分の1を超えないもの」であり、例外的に許可できる場合に該当します。

申請地の現況は、畑で、周囲には農地のほか、山林、住宅などが点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。またブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。

お手元の資料の2-3を併せてご参照ください。

本案件は、長屋住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、外房有料道路の高田インターチェンジから東へ約100mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請地の現況は、休耕で、周囲には農地のほか、山林、住宅などが点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に

接続し、雨水は浸透貯留槽により流出を抑制し、道路側溝に接続します。周囲は、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。

お手元の資料の2-4を併せてご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、外房有料道路誉田インターから北西へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枡により流出を抑制し、雨水管に接続します。周囲は、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。

お手元の資料の2-5を併せてご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、市立更科中学校から南へ約1kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第6項です。

お手元の資料の2-6を併せてご参照ください。

本案件は、店舗を隣接地に建設するにあたり、申請地を賃借し事前に作業員用の駐車場を整備し、建設完了後は店舗来客用の駐車場用地とするものです。

申請地は、県立若松高校から南東へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、ブロック、小堰堤を設置し土砂の流出を防止します。

議 長
(伊原茂久部会長)

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議 場

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

—— 質問・意見等なし ——

議 長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議 長
(伊原茂久部会長)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号第12項を一括して上程いたします。
第1分科会委員長、御説明願います。

第1分科会委員長
(西郡高夫委員長)

第1項からご説明いたします。
本案件は、近隣で行う開発行為に伴い、市道の改良工事を行うため、申請地をポンプ機器の設置及び資材置場として使用するものです。
申請地は、花見川区武石町一丁目の田、280平方メートルで、武石インターの南約600メートルに位置する農地で、農地区分は農用地です。
ポンプを設置する目的ですが、申請地北側に接する水路の道路拡幅工事に伴い、暗渠にするため、水の汲み上げや排水が必要となるために設置します。
一時転用期間は、来年1月21日から4月20日までの3か月となっております。
第1項の説明は以上です。

続いて第2項及び関連案件である議案第1号第12項を一括してご説明いたします。

本件は、営農型太陽光発電設備の設置に係るもので、議案第3号第2項は、使用貸借権設定を伴う一時転用、議案第1号第12項は、区分地上権設定に係るものです。

申請地は、若葉区佐和町の畑で、鳥取県鳥取市に本社を置く法人が太陽光発電設備を設ける計画です。

資料3-2の位置図をご覧ください。申請地は、平和公園の南東約700メートルに位置する、農用地区域内の農地です。

申請地の現況は、休耕で、農地のほか、周囲は山林、住宅が点在しております。

資料の次のページ、公図をご覧ください。太枠で囲んだ部分が設備設置に係る区域で、かつ、区分地上権を設定する区域です。面積は7,841平方メートルです。

資料の次のページ、平面図をご覧ください。発電パネルの他、構内柱を設け、また、外周にはフェンスを設置します。一時転用面積は、19.02平方メートルです。

北側は道路を挟み、山林、休耕地ですので、設備の影による営農への支障はありません。

資料の次のページ、立面図をご覧ください。支柱の南北方向の間隔は約2.2メートル、東西方向の間隔は約3メートルで、発電パネルの設置の高さは、地上約2.2メートルから2.7メートルです。支柱は地固めせず、地中1.9メートルの深さに埋め込みます。

資料の次のページ、栽培計画図をご覧ください。設備の下ではお茶の木を栽培します。東西方向に90センチ幅で栽培し、お茶の床と床の間隔は60センチで通路とします。

資料の次のページに概要をまとめた表があります。設備の遮光による影響見込みですが、半陰性植物で光飽和点が低く、特に日当たりを気にしなくても、半日陰で育ちます。根拠としては、専門家の意見や官公庁施設の研究データが掲載されている他、静岡県では営農型太陽光発電設備の許可件数73件の内、32件がお茶を栽培し、実績を上げております。

議案書10ページにお戻りください。義務者は同区貝塚二丁目在住の方で、この方が営農を行います。一時転用期間は来年1月から3年間となっておりますが、電力会社との契約期間である20年間は設備を設置し続ける予定です。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無い

ものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議 長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場
議 長
(伊原茂久部会長)

—— 質問・意見等なし ——

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号第12項及び議案第3号は、許可と決定いたします。

議 長
(伊原茂久部会長)

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。
第1分科会委員長、御説明願います。

第1分科会委員長
(西郡晴夫委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。
第1項は、農地基本台帳及び12月1日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であることを、小川 隆良委員に確認していただきました。
続きまして、第2項は、農地基本台帳及び12月10日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であることを、伊原 茂久委員に確認していただきました。いずれも、このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。
第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長) ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長 場 ——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長) 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長 場 ——— 挙 手 ———

議長
(伊原茂久部会長) 賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

議長
(伊原 部会長) 次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、第1分科会委員長ご説明をお願いします。

第1分科会委員長
(西郡委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、緑区平川町在住の方の所有する、同町の畑1筆、合計面積6,545㎡を同町在住の農業生産法人に所有権を移転するもので、対価は10aあたり150万円です。

第2項は、若葉区加曽利町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積1,474㎡に引き

続き賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第3項は、八街市四木在住の農家の方が、東京都港区芝
在住の方の所有する、若葉区上泉町の畑4筆、合計
面積5,238㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設
定期間は6年です。

第4項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区更科町
在住の方の所有する同町の田2筆、合計面積3,059㎡に引
き続き賃借権を設定するもので設定期間は6年です。

第5項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同区小山町在
住の方の所有する同区板倉町の田1筆、面積1,628㎡に引
き続き賃借権を設定するもので設定期間は3年です。

第6項から第51項は、緑区小食土町の任意組合「小食
土営農組合」に係る利用権設定の案件です。件数が多いた
め一覧表を作成しましたので、39ページ及び41ページ
をご覧ください。

営農組合を構成する担い手3名に権利設定されますの
で権利者毎にそれぞれご説明いたします。

まず、第9項から第25項まで一括してご説明いたします。

緑区小食土町在住の農家の方が、同町在住の方他17名の方
の所有する、同町の田28筆、合計面積47,718.75
㎡に、賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも3年
です。

次に、第6項、第7項及び第26項から38項まで一括
してご説明いたします。

緑区小食土町在住の農家の方が、同町在住の方他15名の方
の所有する、同町の田39筆、合計面積49,454㎡に、
賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも3年です。
なお、第6項及び第7項は新規設定、その他はいずれも再

設定です。

次に、第8項及び第39項から第51項まで一括してご説明いたします。

緑区小食土町在住の農家の方が、同町在住の方他14名の方の所有する、同町の田28筆、合計面積51,245㎡に、賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも3年です。なお、第8項は、新規設定、その他はいずれも再設定です。

第1項から第51項までの合計面積は166,361.75㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(伊原 部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

小川 政二委員

「小食土営農組合」はライスセンターのことですか。

事務局

ライスセンターは法人化されていますが「小食土営農組合」は任意組合になります。構成する担い手に対して権利設定をいたします。

議長
(伊原 部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(伊原 部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定といたします。

議長
(伊原茂久部会長)

次に、議案第6号「農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」を上程いたします。

本議案は、部会委員全員による審議を経て可否を決定することが適当であることから、第1分科会では、事務局による議案説明及び質疑のみを行い、意見決定は行っておりませんので、再度、事務局から説明願います。

事務局

ご説明いたします。

議案書の42ページをご覧ください。「議案第6号 農業委員会が定める別段の面積（下限面積）の見直しについて」です。

本議案は、現行の別段の面積、通例として、「下限面積」と呼称しておりますが、この面積の今年度の見直しについて、審議願うものです。詳細につきましては、資料で説明いたします。資料の「議案第6号」をご覧ください。

はじめに「下限面積」について、ご説明いたします。

上段の四角で囲いました<農地法第3条第2項第5号の“下限面積”要件>とその下段の1の根拠法令等で記載しておりますが、農地を耕作目的で売買、贈与、賃借等により権利を取得する場合の許可要件（基準）の一つで、小規模な耕作面積では、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、耕作する農地面積が一定規模以上にならない場合は、許可できないと規定されております。

この一定規模は、都府県では原則50アール（5,000㎡）です。

この規模（面積）は、農業委員会の判断により、市の区域の全部又は一部について、法定の面積の50a以下に定めることが可能です。

下限面積については、国の通知により、農業委員会は毎年、その面積の設定又は修正の必要性について審議することとされております。

また、資料の1の(2)「農地法施行規則 第17条第1項第3号」は、下限面積を定める基準で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、・・・云々と書いてありますが、最後に（事務局注）と書かれたところがわかりやすくしたもので、下限面積を設定した際に設定面積未満の農家数の割合が40%以上になるように設定すること。と規定され

ております。

次に、「2 経緯」ですが、平成16年3月に県知事決定により、本市全域を40アールに設定しました。

平成21年には、法改正があり、その年の12月に農業委員会の決定により、行政区毎に設定しました。中央区及び稲毛区は、30アールとし、花見川区、若葉区及び緑区は、40アールとしました。

平成23年8月に修正の必要性を審議し、花見川区を30アールに引下げました。

昨年（平成26年9月）も修正の必要性を審議しましたが、修正は行いませんでした。

次に3の見直し方針（案）ですが、本年度は下限面積の修正を行わず、現行どおりとするものです。

現行の下限面積は、資料に記載のとおりで、中央区、花見川区及び稲毛区は、30アールで、若葉区及び緑区は、40アールとなります。

「4 検討内容」はその理由ですが、今年度は、昨年度と同様に当委員会が保有する農地基本台帳のデータを試用し、5年毎に実施する農林業センサスのデータと比較・検討しました。その結果が、下段の2つの表です。

左側の「農地基本台帳による試用データ」の表によりますと、経営面積別経営者割合が40%以上となる面積区分が黒塗りの部分になりまして、中央区で30a花見川区40a、稲毛区30a若葉区50a緑区50aで、右側の農林業センサスのデータの表ですと3区において、現行基準よりそれぞれ下限面積が10a上昇することとなります。

どちらのデータを基準にするということですが、花見川区においては、23年に下限面積を40アールから30アールに引き下げ、基準を緩和したところであり、また、若葉区及び緑区についても、現行で40アールと定めている状況において、下限面積を引き上げることは、農地の利用集積や新規就農の促進など地域農業の振興を図るうえで、マイナス要因であり、妥当ではないと考えます。

このことから、今年度の見直しについては、2010年農林業センサスのデータをもとに下限面積の修正は行わず、現行どおりとするものです。

最後に資料1の《参考》の県内市の状況をご覧下さい。
この資料は、本年11月末現在の県内市の下限面積の状況です。全域を50aとしている市が多くあります。50aは法定の面積です。下限面積の設定が有る市は、表に記載のとおりです。

議案の第6号の説明は以上です。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの、事務局からの説明について、質問、意見等
ございますか。

市原 孝 委員

各区の区域の中で下限面積を設定することはできます
か。

事務局

農林業センサスのデータが各区ごとに提供されるため、
下限面積は各区ごとに設定をしています。

議長
(伊原茂久部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事務局の説明のとおり、農業委員会が定める別段の面積
は、現行どおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、農業委員会が定める別段の
面積は現行どおりといたします。

議長
(伊原茂久部会長)

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件につ
いて、第1号から第6号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の43ページをご覧ください。報告第1号「農地
法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案
書の46ページまでに10件ございました。
内容につきましては、記載のとおりでございます。添付
書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によ

り、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の47ページをご覧ください。報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、7件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の53ページまでに36件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の54ページをご覧ください。報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、5件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の55ページをご覧ください。報告第5号「地目変更について」は、議案書の56ページまでに15件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の57ページをご覧ください。報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、2件 ございました。

いずれも、12月1日に諮問し、12月14日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令（都市計画法）が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。存じます。

以上をもちまして、平成27年度第9回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時20分)